

< 国臨協関信支部旅費規程 >

第一章：旅費

(行動)

第 1 条 役員その他の者で会務のため行動するときは、この規程により旅費を支給する。

(内訳)

第 2 条 旅費は交通費、日当、食卓費、宿泊費とする。

(支給)

第 3 条 旅費の支給は次のとおりとする。

区分	支給基準	備考
交通費	公共交通機関実費	但し、新幹線、特急、急行含む。 さらに自家用車を使用した場合は、電車・バスを使用したことに換算して最短距離より求める。 また、原則自施設からの交通経路とし、休日等で自宅からの場合は自宅・自施設のどちらか費用の低い経路を用いることとする。
日当	1,000 円	半日行動の場合 500 円とする。
食卓費	1,000 円	1 日行動の場合及び夜 7 時を越える場合のみとする。
宿泊費	5,000 円	但し、超過した場合は領収書添付のこと。

(請求)

第 4 条 旅費の請求は所定の請求書により行うものとする。

第 5 条 この規程により処理しがたい場合は、常任理事会で協議のうえ処理を行う。

第二章：雑則

第 6 条 この規程の改廃は、常任理事会において決める。

附則：この規程は、平成 13 年 1 月 6 日より施行する。

平成 22 年 5 月 1 日一部改正

平成 23 年 11 月 1 日一部改正

平成 30 年 1 月 13 日一部改正